

応急修理制度 対象工事例（住宅設備・床・壁）

災害救助法に基づく応急修理業務の対象工事例で、静岡県及び国の QA がありましたので、改めてお知らせいたします。工事内容については、応急修理に対象、対象外を静岡県、国に確認したことをお知らせしておりますが、様々な工事のケースがあり、そのケース事例に対し、回答させていただきます。

原則、現状復旧が対象工事となっておりますことをご理解ください。

【住宅設備（給湯器）について】

- ① 原則、熱源の変更は認められません。（ガス⇒電気、灯油⇒ガスなど）
- ② グレードアップ（容量など）は認められません。同等品、後継品に限ります。
- ③ なぜ、修理や部品交換等に対応できないか、取り換えなければならない理由を修理業者様は申立書や見積書などに記載して提出をお願いします。

【住宅設備（建具、キッチン、トイレ、浴槽など）について】

- ① グレードアップは認められない。同等品、後継品に限ります。
- ② 贅沢品と思われるものは既存に設置されていても認められません。
食洗器、床暖房、ウォシュレット（一体型は除く）など。
- ③ なぜ、修理や部品交換等に対応できないか、取り換えなければならない理由を修理業者様は申立書や見積書などに記載して提出を、又は聞き取りしてその内容を写真台帳などに記載します。
- ④ 配管の詰まりなどは清掃や消毒で対応できるため、対象外となります。
- ⑤ 2階など他に使用可能なトイレがある場合はトイレの出入口、ドアを含め対象外となります。

【床、壁の修理について】

- ① 仕上げのみは対象外です。（RC 造で下地が無い構造では対象となる）
下地から交換が必要な場合とは、「浸水被害で断熱材や下地材が腐食、カビ、悪臭などによって取り換えなければならない」、「浸水被害でフローリングや荒床・根太等の下地材が歪み、反りなどによって取り替えなければならない」が考えられます。
- ② グレードアップは認められない。同等品、後継品に限る。ただし、畳からフローリングへの変更のみ認められています。
- ③ 修理範囲は最小限とする。壁全面を修理する場合、応急修理の対象は浸水高さ + α の面積とし、それ以上は自己負担となります。

※判断が難しい相談等があれば、「静岡市建築指導課までお電話でお問い合わせください。」（電話 2 2 1 - 1 3 7 1）よろしく申し上げます。